

第4次男女共同参画基本計画における成果目標の動向(地域WG関係)

成果目標	計画策定時の数値	H29.9時点公表値	H30.9時点公表値	最新公表値 (一部を除きR1.9時点)	成果目標 (期限)
第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進					
自治会長に占める女性の割合	4.9% (平成27年)	5.2% (平成28年)	5.4% (平成29年)	5.7% (平成30年)	10% (平成32年)
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	-	都道府県:95.7% 市区:38.5% 町村:14.3% (平成28年度)	都道府県:100% 市区:62.7% 町村:21.1% (平成30年3月)	都道府県:100% 市区:75.1% 町村:29.1% (平成31年3月)	都道府県:100% 市区:100% 町村:70% (平成32年)
家族経営協定の締結数	54,190件 (平成25年度)	56,397件 (平成27年度)	57,155件 (平成28年度)	57,605件 (平成29年度)	70,000件 (平成32年度)
農業委員に占める女性の割合	・女性委員が登用されていない組織数:644 (平成25年度) ・農業委員に占める女性の割合:6.3% (平成25年度)	・女性委員が登用されていない組織数:488 (平成28年10月) ・農業委員に占める女性の割合:8.1% (平成28年10月)	・女性委員が登用されていない組織数:326 (平成29年10月) ・農業委員に占める女性の割合:10.6% (平成29年10月)	・女性委員が登用されていない組織数:287 (平成30年10月) ・農業委員に占める女性の割合:11.8% (平成30年10月)	・女性委員が登用されていない組織数:0 (平成32年度) ・農業委員に占める女性の割合:10%(早期)、更に30%を目指す (平成32年度)
農業協同組合の役員に占める女性の割合	・女性役員が登用されていない組織数:213 (平成25年度) ・役員に占める女性の割合:6.1% (平成25年度)	・女性役員が登用されていない組織数:122 (平成28年7月) ・役員に占める女性の割合:7.5% (平成28年7月)	・女性役員が登用されていない組織数:109 (平成29年7月) ・役員に占める女性の割合:7.7% (平成29年7月)	・女性役員が登用されていない組織数:105 (平成30年7月) ・役員に占める女性の割合:8.0% (平成30年7月)	・女性役員が登用されていない組織数:0 (平成32年度) ・役員に占める女性の割合:10%(早期)、更に15%を目指す (平成32年度)
第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立					
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2% (平成27年)	14.0% (平成28年)	14.9% (平成29年)	15.7% (平成30年)	30% (平成32年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合	・女性委員が登用されていない組織数:515 (平成26年) ・委員に占める女性の割合:7.7% (平成27年)	・女性委員が登用されていない組織数:436 (平成28年) ・委員に占める女性の割合:8.0% (平成28年)	・女性委員が登用されていない組織数:420 (平成29年) ・委員に占める女性の割合:8.1% (平成29年)	・女性委員が登用されていない組織数:385 (平成30年) ・委員に占める女性の割合:8.4% (平成30年)	・女性委員が登用されていない組織数:0 (平成32年) ・委員に占める女性の割合:10%(早期)、更に30%を目指す (平成32年)
消防吏員に占める女性の割合(注1)	2.4% (平成27年度)	2.5% (平成28年度)	2.6% (平成29年度)	2.7% (平成30年度)	5% (平成38年度当初)
消防団員に占める女性の割合(注2)	2.5% (平成26年度)	2.8% (平成28年度)	2.9% (平成29年度)	3.1% (平成30年度)	10%を目標としつつ、当面5%(平成38年度)
推進体制の整備・強化					
男女共同参画計画の策定率(市町村)	市区:97.0% 町村:52.6% (平成27年)	市区:95.9% 町村:54.3% (平成28年)	市区:96.4% 町村:56.6% (平成29年)	市区:97.2% 町村:58.7% (平成30年)	市区:100% 町村:70% (平成32年)
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	-	都道府県:95.7% 市区:38.5% 町村:14.3% (平成28年度)	都道府県:100.0% 市区:62.7% 町村:21.1% (平成30年3月)	都道府県:100% 市区:75.1% 町村:29.1% (平成31年3月)	都道府県:100% 市区:100% 町村:70% (平成32年)

(注1)消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。

(注2)消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行う市町村の消防機関である消防団の構成員。